

関係市長の意見と事業者の回答

和泉市長意見	事業者の回答
全般	
<p>本市第 4 次総合計画の土地利用構想では、当該地は「みどりの交流空間ゾーン」に位置づけられ、松尾寺公園や多くの自然林、農地が広がっており、今ある自然、田畑が都市生活と共存・交流し、周辺環境に配慮しながら市民が共に憩えるようなまちの形成が必要ですので、周辺環境との調和を図るとともに市民の健康、環境負荷の軽減など周辺住民の理解を充分得ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 和泉市第 4 次総合計画の土地利用構想に基づき、施設の設置にあたっては周辺環境との調和を図るよう配慮します。 周辺住民への周知として、平成 26 年 8 月 24 日に地元水利組合と地元自治会を対象に埋立事業の内容と跡地利用計画の変更について説明を行っています。その後、地元自治会より追加のご意見をいただいたため、平成 26 年 9 月 28 日にご意見に対する事業者見解を説明し、ご理解頂いております。地元水利組合からは、追加のご意見はないと聞いています。
<p>隣接する園芸エリアについては、当初の計画どおり実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画による変更後も園芸エリアについては当初計画どおり実施するものです。
<p>環境関係法令を遵守すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴い該当する環境関連法令を順守します。
<p>汚水、騒音、悪臭、ほこり等、周辺から公害苦情が出ないよう適切な対策を講じると共に、公害の未然防止、環境負荷の低減に取り込むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 汚水、騒音、悪臭、ほこり等について適切な対策を講じると共に、公害の未然防止に努め、環境負荷低減対策を実施します。
<p>施設の設置にあたり、周辺住民に対し事業計画の情報提供に努められたい。 また、周辺住民から環境影響に関する意見が出た場合や専門家の意見に対して、真摯に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民への事業計画に関する情報提供を行うと共に、環境影響に関する意見に対しては、真摯に対応します。
水質	
<p>処理水の放流先が農業用ため池となっていることから、下流域の水質への影響がないよう対策を講じるとともに、その内容をため池管理者である水利組合に十分説明し、理解を得るよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水処理施設からの放流に伴う下流域の水質への影響については、法令に基づき環境影響調査を実施しており、下流域の水質と放流水質とを比較し、予測評価を行った結果、影響はほとんどないという結果を得ています。 平成 26 年 8 月 24 日、地元水利組合に対して本計画の説明会を開催し、追加のご意見はないと聞いています。
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準を遵守すると共に、処理施設の維持管理の徹底を行なうこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> COD や pH、T-N 等の連続測定、また、排水基準項目及びダイオキシン類の定期測定、並びに、日常点検として目視点検により、えん堤の状態を監視すること等により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準を順守すると共に、処理施設の維持管理を徹底します。

和泉市長意見	事業者の回答									
廃棄物等										
<p>廃棄物の減量化及びリサイクルに努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務作業により発生するごみ（プラスチックくず・紙くずなど）が想定され、それらは分別した後に、自社中間処理施設にて資源化・減量化を実施します。 									
<p>対象外の廃棄物は決して埋立しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約前に、排出事業者より必要な資料（分析結果・MSDS・発生フロー図等）を受領し、それを元に、当該廃棄物等が許可品目外でないこと、及び埋立基準以内であることを確認します。 廃棄物等の搬入に際しては、以下のような管理体制を整えています。 計量時：計量担当者により車両運転者に対し、積載する廃棄物等の詳細を聞き、契約通りのものかを確認します。 埋立時：重機オペにより展開検査を実施し、許可外のものや異物が混入していないかを確認します。 									
<p>廃棄物や覆土等が飛散、崩落等しないよう、万全な対策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地からの廃棄物の飛散防止のため、埋立期間中における日々の作業終了時には覆土を行う、外周にはフェンスを設ける、また、事業計画地からの土砂等の飛散防止のため、廃棄物等の荷卸し時には状況に応じて散水車を用いた散水等の対策を行う、運搬時は荷台にシートを掛ける等の措置を実施することで、飛散防止に努めます。 嵩上げによる廃棄物や覆土等が崩落しないよう、廃棄物の埋め立てを行う際には、十分に締め固めた安定的な法面確保のために、法面部を土堰堤で構築していくこととしています。この造成の考え方に関しては、各法令を元に作成された「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（社団法人 全国都市清掃会議）」に適合するよう設計しています。下表に掲げる造成時の盛土及び切土の標準法面勾配により造成することで、防災に努めます。 <table border="1" data-bbox="1133 1225 1890 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1225 1317 1273"></th> <th data-bbox="1317 1225 1547 1273">勾配</th> <th data-bbox="1547 1225 1890 1273">小段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1273 1317 1342">切土法面</td> <td data-bbox="1317 1273 1547 1342">1 : 1.5 1 : 1.8</td> <td data-bbox="1547 1273 1890 1342">高さ5mごとに幅2m以上の小段 高さ15mごとに幅5m以上の小段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1342 1317 1412">盛土法面</td> <td data-bbox="1317 1342 1547 1412">1 : 1.8 1 : 2.0</td> <td data-bbox="1547 1342 1890 1412">高さ5mごとに幅2m以上の小段 高さ15mごとに幅5m以上の小段</td> </tr> </tbody> </table>		勾配	小段	切土法面	1 : 1.5 1 : 1.8	高さ5mごとに幅2m以上の小段 高さ15mごとに幅5m以上の小段	盛土法面	1 : 1.8 1 : 2.0	高さ5mごとに幅2m以上の小段 高さ15mごとに幅5m以上の小段
	勾配	小段								
切土法面	1 : 1.5 1 : 1.8	高さ5mごとに幅2m以上の小段 高さ15mごとに幅5m以上の小段								
盛土法面	1 : 1.8 1 : 2.0	高さ5mごとに幅2m以上の小段 高さ15mごとに幅5m以上の小段								